

○木曾広域連合規約

平成 11 年 3 月 15 日
長野県指令 10 地 第 1280 号
平成 11 年 4 月 1 日
告示 第 1 号

改正	平成 11 年 4 月 12 日 平成 12 年 2 月 17 日 平成 12 年 5 月 23 日 平成 13 年 2 月 28 日 平成 14 年 3 月 29 日 平成 15 年 2 月 17 日 平成 15 年 11 月 5 日	平成 16 年 5 月 21 日 平成 17 年 2 月 10 日 平成 17 年 2 月 13 日 平成 17 年 4 月 1 日 平成 17 年 11 月 1 日 平成 18 年 4 月 1 日 平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 3 月 27 日 平成 21 年 2 月 2 日 平成 21 年 7 月 27 日 平成 22 年 11 月 9 日 平成 25 年 1 月 28 日 平成 25 年 11 月 27 日 平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日 平成 30 年 3 月 30 日
----	--	---	---	-------------------------------------

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、木曾広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村及び大桑村（以下「関係町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係町村の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 木曾地域の広域行政の推進に関する事務

(2) 次に掲げる広域的な課題の調査研究に関する事務

ア 環境づくりの推進に関すること。

イ 福祉及び保健医療の推進に関すること。

ウ その他広域にわたる重要な課題で第11条に規定する広域連合長が必要と認める事項に関すること。

(3) 景観基本構想の推進に関する事務

(4) 公共サインの設置及び管理に関する事務

(5) 情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関する事務

(6) 行政不服審査会の設置及び運営に関する事務

(7) 老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関する事務

(8) 養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務

(9) 介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）に規定する介護保険に関する事務

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する市町村審

査会の設置及び運営に関する事務

- (11) 休日及び夜間の一次救急医療に関する事務
 - (12) 葬斎センターの設置及び管理運営に関する事務
 - (13) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務
 - (14) 循環型地域づくりの推進に関する事務
 - (15) し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務
 - (16) 公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営に関する事務
 - (17) 広域的な観光振興に関する事務
 - (18) 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関する事務
 - (19) 広域的な移住定住促進に関する事務
 - (20) 消防に関する事務（ただし、消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。）
 - (21) 奨学資金の貸付に関する事務
 - (22) 木曾文化公園の設置及び管理運営に関する事務
 - (23) 埋蔵文化財の委託調査に関する事務
 - (24) 地域高度情報化施設の設置及び管理に関する事務
 - (25) 木曾川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関する事務
 - (26) スポーツ振興基金に関する事務
 - (27) 関係町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務
 - (28) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務
 - ア 火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務
 - イ 液化石油ガス設備工事の届け出の受理に関する事務
- 2 前項に規定する事務を共同処理する町村は、別表の町村の欄に掲げるとおりとする。

（広域計画の項目）

第5条 広域連合が作成する広域計画には、次の各号に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 木曾地域の広域行政の推進に関すること。
- (2) 次に掲げる広域的な課題の調査研究に関すること。
 - ア 環境づくりの推進に関すること。
 - イ 福祉及び保健医療の推進に関すること。
 - ウ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が必要と認める事項に関すること。

- (3) 景観基本構想の推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (4) 公共サインの設置及び管理に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (5) 情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関すること。
- (6) 行政不服審査会の設置及び運営に関すること。
- (7) 老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (8) 養護老人ホームの設置及び管理運営に関すること。
- (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）に規定する介護保険に関すること
- (10) 障害者総合支援法に規定する市町村審査会の設置及び運営に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (11) 休日及び夜間の一次救急医療に関すること。
- (12) 葬斎センターの設置及び管理運営に関すること。
- (13) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- (14) 循環型地域づくりの推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (15) し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- (16) 公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- (17) 広域的な観光振興に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (18) 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (19) 広域的な移住定住に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (20) 消防に関すること。（ただし、消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。）
- (21) 奨学資金の貸付に関すること。
- (22) 木曾文化公園の設置及び管理運営に関すること。
- (23) 埋蔵文化財の委託調査に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (24) 地域高度情報化施設の設置及び管理に関すること
- (25) 木曾川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。

(26) スポーツ振興基金に関すること。

(27) 関係町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務に関すること。

(28) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(事務所の位置)

第6条 広域連合の事務所は、長野県木曾郡木曾町日義4898番地37に置く。

(議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。

(議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係町村の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

2 関係町村において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|----|
| (1) 木曾町 | 6人 |
| (2) 上松町 | 3人 |
| (3) 南木曾町 | 3人 |
| (4) 木祖村 | 3人 |
| (5) 王滝村 | 2人 |
| (6) 大桑村 | 3人 |

3 関係町村の議会における選挙については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第118条第1項の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係町村の議会の議員としての任期による。

(議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長5人を置く。

2 広域連合に、副管理者1人を置くことができる。

3 広域連合に、会計管理者を置く。

(執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係町村の長のうちから、関係町村の長が投票により、

これを選挙する。

- 2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。
- 3 副広域連合長は、広域連合長以外の関係町村の長をもって充てる。
- 4 副管理者は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、選任する。
- 5 会計管理者は、広域連合長がこれを任命する。
- 6 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。
(執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、広域連合長及び副広域連合長の属する町村の長としての任期による。

- 2 副管理者の任期は、4年とする。
(補助職員)

第14条 第11条に規定するもののほか、広域連合に必要な職員を置く。
(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。
(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行財政運営に関し優れた識見を有する者（以下本条において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任されるものにあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任されるものにあつては広域連合議員の任期による。

(重要な議決事件の通知)

第17条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第211条の2第4項に規定する規約で定める重要な議決事件は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第96条第1項第5号に規定する条例で定める契約を締結すること。
- (2) 法第96条第1項第8号に規定する条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(経費の支弁方法)

第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係町村の分担金
- (2) 使用料及び手数料
- (3) 国及び県の支出金
- (4) 財産収入
- (5) 地方債
- (6) その他

2 前項第1号に規定する関係町村の分担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表の当該欄に掲げるとおりとする。

(ふるさと基金の設置)

第19条 広域連合に、ふるさと基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金は、木曾地域の振興のための事業の推進に資することを目的とする。

(補則)

第20条 この規約の施行に必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成11年4月1日から施行する。

2 広域連合設立後、広域連合長が選任されるまでの間、解散した木曾広域行政事務組合の解散時の組合長が、木曾広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行う。なお、収入役においても同様とする。

附 則（平成11年4月12日）

(施行期日)

この規約は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年2月17日）

(施行期日)

この規約は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成12年5月23日）

(施行期日)

この規約は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年2月28日）

(施行期日)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日）

(施行期日)

この規約は、許可の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年2月17日）

（施行期日）

この規約は、許可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成15年11月5日）

（施行期日）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成16年5月21日）

（施行期日）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成17年2月10日）

（施行期日）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（平成17年2月13日）

（施行期日）

この規約は、平成17年2月13日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

（施行期日）

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月21日）

（施行期日）

1 この規約は、平成17年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の規約の規定により算出された分担金は、当分の間関係組織町村が協議の上、その負担額の範囲内において必要な調整を行うことができる。

附 則（平成18年3月31日）

（施行期日）

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月2日）

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月27日）

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 9 日）

（施行期日）

- 1 この規約は、木曾広域連合議会の議決に付すべき公の施設の廃止に関する条例(平成 11 年木曾広域連合条例第 25 号) に基づく廃止議決により、特別養護老人ホーム木曾寮を廃止する日から施行する。(平成 22 年 12 月 1 日施行)

（経過措置）

- 2 この規約による、改正前の木曾広域連合規約に基づいて実施している特別養護老人ホーム木曾寮棟に係る厚生福祉施設整備事業債の償還については、当該償還が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成25年1月28日）

（施行期日）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 28 日）

（施行期日）

この規約は、平成25年11月27日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日）

（施行期日）

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

（施行期日）

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

（施行期日）

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条、第18条関係）

処 理 事 務	町 村	負 担 割 合	
1 木曾地域の広域行政の推進に関する事務	木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
2 広域的な課題の調査研究に関する事務	同 上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
3 景観基本構想の推進に関する事務	同 上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
4 公共サインの設置及び管理に関する事務	同 上	町村サインに係る経費	事業費割 100%
		広域サインに係る経費	平均割 20%、人口割 80%
5 情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関する事務	同 上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
6 行政不服審査会の設置及び運営に関する事務	同 上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
7 老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関する事務	同 上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
8 養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務	同 上	施設整備費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
		管理運営費	平均割 20%、人口割 80%
9 介護保険法及び介護保険法施行法に規定する介護保険に関する事務			
(1) 保険給付事務	同 上	保険給付費	当該町村実績額の法定負担額
(2) 地域支援事業事務	同 上	地域支援事業費	当該町村実績額の法定負担額
(3) その他の事務	同 上	その他の事務に要する経費	平均割 20%、人口割 80%
10 障害者総合支援法に規定する市町村審査会の設置及び運営に関する事務	同 上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
11 休日及び夜間の一次救急医療に関する事務	同 上	全体事業費	平均割 10%、人口割 20%、救急搬送割 70%
12 葬斎センターの設置及び管理運営に関する事務	同 上	施設整備費	平均割 20%、人口割 80%
		管理運営費	平均割 20%、人口割 70%、利用割 10%
13 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務			
(1) 木曾クリーンセンター	同 上	施設整備費	平均割 20%、人口割 80%
		管理運営費	平均割 10%、人口割 20%、排出割 70%
(2) 統合ごみ処理施設	同 上	計画調査費	平均割 20%、人口割 80%
		施設整備費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
14 循環型地域づくりの推進に関する事務	同 上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
15 し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務	同 上	施設整備費	平均割 20%、人口割 80%
		管理運営費	平均割 10%、人口割 20%、投入実績割 70%
16 公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営に関する事務	木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、大桑村	施設整備費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
		管理運営費	
17 広域的な観光振興に関する事務	木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
18 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関する事務	同 上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
19 広域的な移住定住促進に関する事務	同 上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
20 消防に関する事務（ただし、消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。）	同 上	全体事業費	前年度地方交付税の消防費の基準財政需要額割 100%
21 奨学資金の貸付に関する事務	同 上	全体事業費	人口割 50%、小中学校の児童生徒数割 50%
22 木曾文化公園の設置及び管理運営に関する事務	同 上	全体事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
23 埋蔵文化財の委託調査に関する事務	同 上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
24 地域高度情報化施設の設置及び管理に関する事務	同 上	施設整備費	世帯割 100%
		管 理 費	世帯割 100%
25 木曾川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関する事務	同 上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
26 スポーツ振興基金に関する事務	同 上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
27 関係町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務	同 上	一般管理費	平均割 20%、人口割 80%
		土木事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
28 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年長野県条例第 46 号）により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 (1) 火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務 (2) 液化石油ガス設備工事の届け出の受理に関する事務	同 上	全体事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。

備 考

1 「人口割」の算定基礎は、最近の国勢調査において公表された人口による。

2 公共サインに係る「事業費割」の算定基礎は、当該年度の事業費による。

3 一次救急医療に係る「救急搬送割」の算定基礎は、当該年度の始期の日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの間において、長野県木曾病院に救急搬送された町村別の件数による。

4 葬斎センターに係る「利用割」の算定基礎は、当該年度の始期の日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの間において、葬斎センターに搬入された町村別の遺体運搬件数による。

5 ごみ処理に係る「排出割」の算定基礎は、当該年度の始期の日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの間において、ごみ処理施設に搬入された町村別ごみ排出量による。

6 し尿処理に係る「投入実績割」の算定基礎は、当該年度の始期の日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの間において、し尿処理施設に投入された町村別のし尿及び汚泥排出量による。

7 奨学資金の貸付に係る「小中学校の児童生徒数割」の算定基礎は、当該年度の始期の日の属する年の前年の5月1日現在の児童生徒数による。

8 地域高度情報化施設に係る「世帯割」の算定基礎は、当該年度の始期の日の属する年の1月1日現在における加入世帯数による。